

【別紙】

12 代金の延納

- (1) 1物件の契約代金額が150万円以上の場合は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより代金の延納を認めます。（年利0.59%）

延納利息代金額の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金額＝（契約代金額×延納日数×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。